

苫小牧市長
岩倉 博文 様

住民投票制度を考える会

阿部 和法
磯田 孝一
伊部 尚宏
江川 豊
小林 裕子
斉藤 けい子
佐藤 章一
高野 譲
福井 洋幸
依田 俊秀

コーディネーター
東 裕

住民投票制度についての検討結果（提案）

住民投票制度を考える会では、昨年9月から本年1月にかけて5回にわたる意見交換を行いました。その結果として下記の通り提案します。

記

1 住民投票制度についての検討結果

住民投票制度についての検討結果

苫小牧市では「自治基本条例」のもと、市民自治によるまちづくりが進められています。このことから、市民が市政に関わるための手段の一つとして、住民投票制度の手続きを具体的に定めた、常設型の「住民投票条例」が必要と考えられます。

もちろん、政策を立案するときいきなり賛成か反対かを市民に問うことは現実的ではありません。まずは「市民参加条例」に基づいて、議論を重ねながら進めることが基本です。これによって、しっかりとした合意形成を図り、市民が一体となって市政の重要課題に対処することが出来ると考えられます。

しかし、議論を重ねた末にどうしても合意に至らないことも考えられます。総論としては合意形成が図られていても、細かい手法などの意見の違いで最終的な合意に至らないということも予想出来ます。この場合、最終的に住民投票という手段で解決することも、市民の市政への参加の保障として必要と考えられます。

住民投票条例の制定については、自治基本条例の第6条で規定されています。また、現行の地方自治法でも、第74条に規定されている直接請求によって、重要な課題が発生した時点で住民投票を行うことができます。しかし、市民と議会の間で利害が対立するような場合は、議決を得ることが極めて難しく、市民の権利の保障としては非常に弱いものと言えます。そのため、一定以上の署名による民意に対して、住民投票の実施を確約する制度は必要であると考えます。これは、議会制民主主義を否定するものではなく、むしろ4年間という首長、議員の任期は、市民からの白紙委任ではないということを改めて確認する意味で大切なことといえます。

確かに、苫小牧市の現状を考えると、緊急に住民投票条例が必要な状況とは考えにくいです。だからこそ冷静で慎重な議論を行い、使いやすいが濫用出来ない、市民にとって本当に有効な住民投票制度を構築することが可能と考えられます。

以上、住民投票制度を考える会として議論を重ねた結果、苫小牧市には常設型の住民投票条例が必要であると考えます。そのため、今後常設型住民投票条例の制定に向けて、苫小牧市として前向きに検討されることを提案します。

以上